

ウ 事業体制

上記の応募資格 4 (2) で示した人員の配置を含め、本業務を着実にできる体制となっているか。

エ 事業実績

過去の実績から、本業務の遂行は可能と認められるか。

オ 積算額

適切かつ合理的な積算額となっているか。

8 審査結果の通知

審査結果は、沖縄県知事公室基地対策課から応募者に対し個別に連絡し、令和 5 年度開始後に文書で通知する

9 契約の締結について

- (1) 県は、選定委員会により最上位に選定された候補者と委託業務の内容と契約金額等の協議を行った上で、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約を締結する。
- (2) 選定委員会により最上位に選定された候補者が辞退した場合、又は県との契約に向けた協議が整わなかった場合には、県は次順位以降の候補者と契約に向けた協議を行う。
- (3) 契約金額については、候補者から見積書を徴収し、予定価格の範囲内で決定する。
- (4) 委託契約の内容等は、上記(1)の協議結果、予算措置状況その他の事情により企画提案時の内容から変更することがある。
- (5) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を契約締結前に納付する必要がある。但し、沖縄県財務規則第101条第2項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

10 その他留意事項

- (1) 企画提案応募に当たって使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 本募集は、委託契約候補者の優先順位を決定するものであり、契約を保証するものではない。
- (3) 提出書類の作成やプレゼンテーション等に要する費用は応募者の負担とし、提出書類等は返却しない。
- (4) 企画提案資料の記載事項の虚偽報告や何らかの不正行為があると判断された場合には、選定結果の通知後においても失格となることがある。
- (5) その他の詳細は、企画提案仕様書による。

令和5年度沖縄県ワシントン駐在員活動事業（運営支援業務）
委託業務及び企画提案仕様書

1 委託業務の内容

ワシントン駐在の運営を支援するため、駐在員の指示に基づき又は、駐在員と連携して、以下の取組を実施する。

- (1) 事務所の運営支援に関すること
家賃、事務所備品、消耗品、通信費等の契約、支出事務等
- (2) 駐在員の保険、ビザ関連の支援に関すること
- (3) 現地スタッフの支援に関すること
- (4) 米国における確定申告等の対応支援に関すること
- (5) その他、駐在員の運営の支援に関すること

※上記の事項に関し、業務の改善につながる提案（コスト削減、執務環境整備等）についても検討すること。

2 企画提案内容

企画提案書（様式3）には、上記1の委託業務の内容を実施するにあたって、以下の内容を含めて提案すること。

- (1) 基本方針
- (2) 上記1委託業務の内容の実施方法
- (3) 実施想定スケジュール

3 積算条件

費用を算出するにあたっては、以下の条件を踏まえ積算すること。なお人件費については時給単価を明記のうえ、その他の経費についても各単価を明記すること。

- (1) 駐在員2名（家族は計1名と設定）、現地職員2名
- (2) 事務所家賃：ワシントンD.C.内（年間600万円と設定）
- (3) オフィス備品：リース年額
- (4) 電話、インターネット、パソコン、携帯電話2台、コピー・FAX機、タクシー等の使用料
- (5) 火災保険料等
- (6) 駐在員の使用する備品等購入費用
- (7) 駐在員の活動費用等（消耗品費・交通費等）
- (8) 現地で雇用する職員（2名）の給与、保険、管理費、求人手数料等
- (9) ビザに関する弁護士相談料等
- (10) 海外傷害保険（傷害死亡・後遺障害、治療・救援費用、疾病死亡、家族総合賠償責任、被害者治療費用等）駐在員2名、その家族（計1名）

- ⑪ 税申告、会計処理費用：必要により算定
- ⑫ その他、本事業の遂行に必要な費用
- ⑬ 一般管理費は、(直接人件費+直接経費一再委託費) ×10%以内
- ⑭ 全ての業務に必要な通訳・翻訳費は人件費として計上すること
- ⑮ レートは日本銀行報告省令レート2023年3月分を適用すること

4 再委託等の制限

(1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

〔契約の主たる部分〕

- ア 契約金額の50%を超える業務
- イ 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務

(2) 再委託の相手方の制限

本契約の競争入札参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負させることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負させることはできない。

(3) 再委託の範囲

本委託契約の履行に当たり、委託先が第三者に委任し、又は請負させることのできる業務等の範囲は、以下のとおりとする。

- ア 弁護士、税理士、会計士等への法務、税務に係る相談及び対応
- イ その他、委託先が第三者に委任し、又は請負させることのできる業務。ただし、その業務の範囲については、県と事前に協議を行い確認すること。

(4) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。

- ア 議事録作成
- イ 封入・発送

5 注意事項

- (1) 企画提案の内容と実際の契約内容とは、必ずしも一致するものではない。
- (2) 書類提出にあたって使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。

企画提案業者選定要領

1 目的

この要領は、「沖縄県ワシントン駐在員活動事業（運営支援業務）」を委託するにあたり、公募型プロポーザルにより優れた企画提案をした優先交渉権者を選定するために必要な事項を定める。

2 選定委員会の設置

(1) 業者選定のため、上記 1 において示す委託業務について、「沖縄県ワシントン駐在員活動事業（運営支援業務）」に係る業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。また、組織及び運営については、次のとおりとする。

ア 委員の定数は、4 人とする。

イ 委員長は、基地対策統括監とする。

ウ 副委員長は、基地対策課長とする。

エ 委員長は、委員会を統括する。

オ 委員会は、過半数の委員の出席がなければ開くことができない。

カ 委員長が出席できない場合、副委員長が委員長代理を務めるものとする。

(2) 委員の構成は、別表のとおりとする。

(3) 委員がやむを得ない理由で出席できないときは、評価票の提出により審査したものとする。

3 選定

委員会は、別紙「業者選定方法」に基づき、委託業者を審査し、選定する。

4 事務局

選定業務の実施に係る庶務は、事務局である基地対策課調査班が行う。

5 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項については、委員長が別に定めるものとする。

【別表】

委員長	基地対策統括監
副委員長	基地対策課長
委員	辺野古新基地建設問題対策課長
委員	ワシントン駐在副参事

業者選定方法

1 書類審査

(1) 審査方法

- ア 事務局において、各業者から提出された企画提案書等について、「沖縄県ワシントン駐在員活動事業（運営支援業務）」に係る企画提案募集要領（以下「要領」という。）における要件を満たしているかについて、書類審査を行う。
- イ 実施要領に基づく要件を満たし、合格した者を委員審査の対象業者とする。

(2) 審査項目

- ア 要領の応募資格で提示する資格要件を満たしているか。
- イ 要領の企画提案書類で提示する書類等は提出されているか。
- ウ その他、要領及び仕様書で示した提案内容となっているか

2 委員審査

(1) 審査方法

- ア 審査は、別紙の審査票により、委員ごとに審査・評価し、採点する。
- イ 各企画書に対する各委員の審査持ち点は35点とする。
- ウ 委員審査の項目は別紙「委員審査項目（運営支援業務）」の通りとする。
- エ 各委員の審査は、それぞれの企画提案について、審査票の評価項目毎に配点の範囲内で採点することとし、その合計点が高い順にクで定める順位点を付すことにより行う。
- 各委員が付した順位点の合計点が最も高い企画提案書を第1位として選定する。
- オ 各委員の採点の合計が、総評点の6割以上であることを最低基準点とし、最低基準点を満たさない業者は、選定の対象としないものとする。
- カ 応募業者が1社のみであり、かつ最低基準を満たしている場合は、当該業者を契約候補者とするについて、様々な角度から検討を加えた後、各委員の合議により判断するものとする。
- 応募者が1社のみであっても最低基準を満たさない場合、又は、応募者がいない場合は選定しないこととする。

キ 採点の目安 ※個別配点5点の項目の例

評価点	判断基準
1点	劣っている
2点	やや劣っている
3点	標準である
4点	優れている
5点	非常に優れている

ク 順位点

順位点は、各委員の合計評価点の順位に対し点数をつけることとし、その配点は以下のとおりとする。

順位点	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位以下
点数	10	7	4	1	0

委員審査項目（運営支援業務）」

1 基本方針・・・5点

企画内容が事業目的を的確かつ十分に理解し、目的を達成しうる内容となっているか。

2 企画提案内容・・・10点（5点×2項目）

- (1) 業務を効果的に、着実に実施できる内容となっているか。（5点）
（ワシントンD.C.又は米国内に拠点を有しない事業者の場合は、遠隔地から本業務を着実に実施する方法が具体的に明記されているか。）
- (2) 本業務の改善に繋がる提案（コスト節減、執務環境整備等）がなされてるか。（5点）

3 積算見積・・・10点（5点×2項目）

- (1) 提示された予算の範囲内において、業務を着実に遂行できる妥当な費用算出となっているか。（5点）
- (2) 提示された見積額は、必要最小限度の内容となっているか。（人件費の単価等は過大ではないか）（5点）

4 執行体制・・・（5点満点）

業務を確実に実施できる体制となっているか

5 実績・・・（5点満点）

同種または類似の業務の受託実績を有し、本業務の遂行は可能と認められるか。

令和5年度沖縄県ワシントン駐在員活動事業(運営支援業務)

選 定 委 員 会 評 価 票

選定委員

職名・氏名

印

評点は、次の5段階評価をお願いします。

→ 5:非常に優れている、4:優れている、3:良好・適切、2:やや劣っている、1:劣っている

評 価 項 目		配点	応募者A	応募者B
			評点	評点
1	基本方針(目的合致度) 事業目的を的確かつ十分に理解し、目的を達成しうる内容となっているか。	5点		
2	企画提案内容(10点満点)			
(1)	業務を効果的に、着実に実施できる内容となっているか。 (ワシントンD.C.又は米国内に拠点を有しない事業者の場合は、遠隔地から本業務を着実に実施する方法が具体的に示されているか)	5点		
(2)	本業務の改善に繋がる提案(コスト節減、執務環境整備等)がなされているか。	5点		
3	積算見積額(様式4)(10点満点)			
(1)	提示された予算の範囲内に業務を着実に実施できる内容となっているか。	5点		
(2)	提示された見積額は、必要最小限度の内容となっているか。(人件費の単価等は過大ではないか)	5点		
4	執行体制(様式5) 本業務を確実に実施できる体制となっているか。	5点		
5	実績(様式6) 同種または類似の業務の受託実績を有し、本業務の遂行は可能と認められるか。	5点		
評 点 合 計				
順 位 点				

知基第 号
令和 年 月 日

委員 あて

基地対策課長
辺野古新基地建設問題対策課長
ワシントン駐在副参事

基地対策統括監名
(公印省略)

沖縄県ワシントン駐在員活動事業（運営支援業務）
選定委員会の委員就任について（依頼）

沖縄県ワシントン駐在員活動事業（運営支援業務）に係る企画提案書を審査するため、下記のとおり貴職へ選定委員会委員就任を依頼しますので、ご承諾下さるようお願いいたします。

また、下記3のとおり選定委員会を実施しますので、ご出席下さるようお願いいたします。

記

1. 委員会名
沖縄県ワシントン駐在員活動事業（運営支援業務）選定委員会
2. 委員
基地対策統括監
基地対策課長
辺野古新基地建設問題対策課長
ワシントン駐在副参事
3. 選定委員会
日時：令和5年3月24日（金） 9:00～9:30
場所：基地対策統括監室
4. 添付資料
選定委員会要領（別紙）

[illegible]

437

知 基 第 7 号

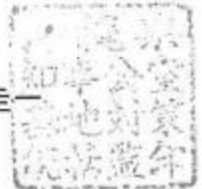
令 和 5 年 4 月 1 日

ワシントンコア L.L.C.

代表取締役社長 中阪 清志 殿

沖縄県知事公室

基地対策統括監 古堅 圭一



「令和5年度沖縄県ワシントン駐在員活動事業(運営支援業務)」
企画提案書の審査結果について(通知)

平素より沖縄県の基地行政へご理解、ご協力をいただき感謝申し上げます。

貴社より応募いただきました企画提案について、厳正に審査した結果、事業委託予定者として決定しましたので通知します。

なお、今後、業務委託に関して必要な協議を行い、合意に至った場合は契約手続きを行います。

(印)

知 基 第 号
令 和 5 年 4 月 1 日

ワシントンコア L.L.C.
代表取締役社長 中阪清志 あて

沖縄県知事公室
基地対策統括監名

「令和5年度沖縄県ワシントン駐在員活動事業(運営支援業務)」
企画提案書の審査結果について(通知)

平素より沖縄県の基地行政へご理解、ご協力をいただき感謝申し上げます。

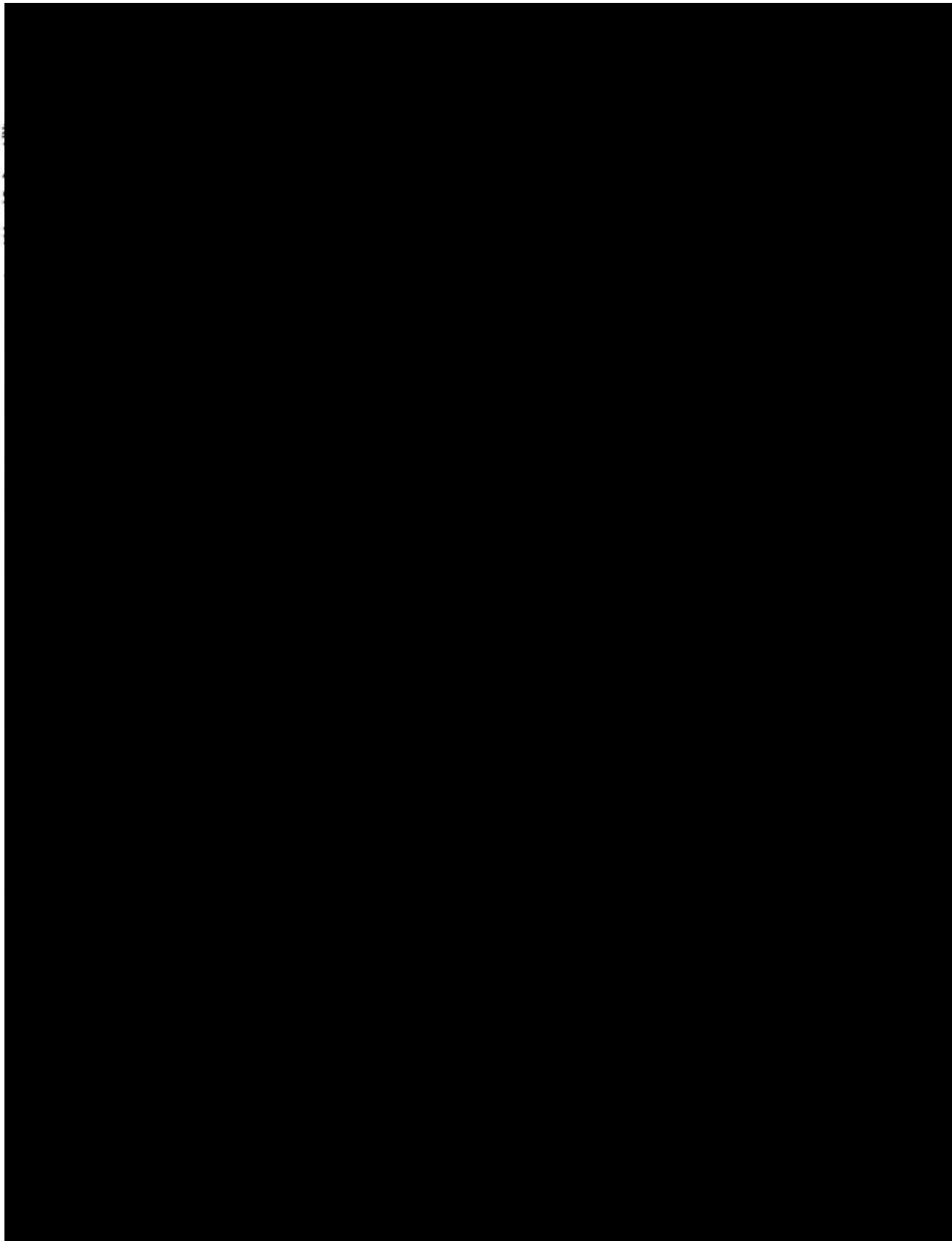
貴社より応募いただきました企画提案について、厳正に審査した結果、事業委託予定者として決定しましたので通知します。

なお、今後、業務委託に関して必要な協議を行い、合意に至った場合は契約手続きを行います。

令和5年度沖縄県ワシントン駐在員活動事業（運営支援業務）審査委員会メモ
R5. 3. 24

（委員長＝基地対策統括監）

これより沖縄県ワシントン駐在員活動事業（運営支援業務）に係る選定委員会
を始める。審査の進行は事務局にお願いする。



(基地対策統括監)
以上を持って選定委員会を終了する。

(以上)

事業名：令和5年度沖縄県ワシントン駐在員活動事業（運営支援業務）委託業務
応募者名簿

	事業者名	審査結果	備考
1	ワシントンコアL. L. C.	採択	

※応募者1者のみ。

【審査結果】集計表

事業名：令和5年度沖縄県ワシントン駐在員活動事業（運営支援業務） 委託業務

	事業者名	評価点				
		溜	仲里	古堅	知念	合計
1	ワシントンコアL.C.C.	29	25	28	26	108

>6割

※各委員持ち点(満点)35点、満点合計140点。

結果：それぞれ6割以上、合計6割以上と評価。

令和5年度沖縄県ワシントン駐在員活動事業(活動支援業務)

選定委員会評価票

選定委員

職名・氏名 基地対策統括監 溜 政仁



評点は、次の5段階評価をお願いします。

→ 5:非常に優れている、4:優れている、3:良好・適切、2:やや劣っている、1:劣っている

評価項目		配点	ワシントンコア マーキュリー 共同企業体	
			評点	評点
1	基本方針(目的合致度) 事業目的を的確かつ十分に理解し、目的を達成しうる内容となっているか。	5点	4	
2	企画提案内容(10点満点)			
(1)	業務を効果的に、着実に実施できる内容となっているか。 (ワシントンD.C.又は米国内に拠点を有しない事業者の場合は、遠隔地から本業務を着実に実施する方法が具体的に示されているか)	5点	4	
(2)	本業務の改善に繋がる提案(米国政府、連邦議会関係者等に対する働きかけ手法を含めた駐在活動の高度化、多角化等)がなされているか。	5点	4	
3	積算見積額(様式4)(10点満点)			
(1)	提示された予算の範囲内に業務を着実に実施できる内容となっているか。	5点	4	
(2)	提示された見積額は、必要最小限度の内容となっているか。(人件費の単価等は過大ではないか)	5点	4	
4	執行体制(様式5) 本業務を確実に実施できる体制となっているか。	5点	4	
5	実績(様式6) 同種または類似の業務の受託実績を有し、本業務の遂行は可能と認められるか。	5点	5	
評点合計			29	
順位点				

令和5年度沖縄県ワシントン駐在員活動事業(活動支援業務)

選定委員会評価票

選定委員

職名・氏名

基他対策課長

古堅 至一



評点は、次の5段階評価をお願いします。

→ 5:非常に優れている、4:優れている、3:良好・適切、2:やや劣っている、1:劣っている

評価項目		配点	ワシントンコア マーキュリー 共同企業体	
			評点	評点
1	基本方針(目的合致度) 事業目的を的確かつ十分に理解し、目的を達成しうる内容となっているか。	5点	4	
2	企画提案内容(10点満点)			
(1)	業務を効果的に、着実に実施できる内容となっているか。 (ワシントンD.C.又は米国内に拠点を有しない事業者の場合は、遠隔地から本業務を着実に実施する方法が具体的に示されているか)	5点	4	
(2)	本業務の改善に繋がる提案(米国政府、連邦議会関係者等に対する働きかけ手法を含めた駐在活動の高度化、多角化等)がなされているか。	5点	4	
3	積算見積額(様式4)(10点満点)			
(1)	提示された予算の範囲内に業務を着実に実施できる内容となっているか。	5点	4	
(2)	提示された見積額は、必要最小限度の内容となっているか。(人件費の単価等は過大ではないか)	5点	4	
4	執行体制(様式5) 本業務を確実に実施できる体制となっているか。	5点	4	
5	実績(様式6) 同種または類似の業務の受託実績を有し、本業務の遂行は可能と認められるか。	5点	4	
評点合計			28	
順位点				

令和5年度沖縄県ワシントン駐在員活動事業(活動支援業務)

選定委員会評価票

選定委員

職名・氏名

国際新事業建設内閣対策課 知念 克忠 (印)

評点は、次の5段階評価をお願いします。

→ 5:非常に優れている、4:優れている、3:良好・適切、2:やや劣っている、1:劣っている

評価項目		配点	ワシントンコア マーキュリー 共同企業体	
			評点	評点
1	基本方針(目的合致度) 事業目的を的確かつ十分に理解し、目的を達成しうる内容となっているか。	5点	4	
2	企画提案内容(10点満点)			
(1)	業務を効果的に、着実に実施できる内容となっているか。 (ワシントンD.C.又は米国内に拠点を有しない事業者の場合は、遠隔地から本業務を着実に実施する方法が具体的に示されているか)	5点	4	
(2)	本業務の改善に繋がる提案(米国政府、連邦議会関係者等に対する働きかけ手法を含めた駐在活動の高度化、多角化等)がなされているか。	5点	4	
3	積算見積額(様式4)(10点満点)			
(1)	提示された予算の範囲内に業務を着実に実施できる内容となっているか。	5点	3	
(2)	提示された見積額は、必要最小限度の内容となっているか。(人件費の単価等は過大ではないか)	5点	3	
4	執行体制(様式5) 本業務を確実に実施できる体制となっているか。	5点	4	
5	実績(様式6) 同種または類似の業務の受託実績を有し、本業務の遂行は可能と認められるか。	5点	4	
評点合計			26	
順位点				

令和5年3月24日

令和5年度沖縄県ワシントン駐在員活動事業(運営支援業務)

選定委員会評価票

選定委員

職名・氏名 ワシントン駐在副参事 仲里 和之



評点は、次の5段階評価をお願いします。

→ 5:非常に優れている、4:優れている、3:良好・適切、2:やや劣っている、1:劣っている

評価項目	配点	ワシントンコア	
		評点	評点
1 基本方針(目的合致度) 事業目的を的確かつ十分に理解し、目的を達成しうる内容となっているか。	5点	4	
2 企画提案内容(10点満点)			
(1) 業務を効果的に、着実に実施できる内容となっているか。 (ワシントンD.C.又は米国内に拠点を有しない事業者の場合は、遠隔地から本業務を着実に実施する方法が具体的に示されているか)	5点	4	
(2) 本業務の改善に繋がる提案(コスト削減、執務環境整備等)がなされているか。	5点	3	
3 積算見積書(様式4)(10点満点)			
(1) 提示された予算の範囲内に業務を着実に実施できる内容となっているか。	5点	3	
(2) 提示された見積額は、必要最小限度の内容となっているか。(人件費の単価等は過大ではないか)	5点	3	
4 執行体制(様式5) 本業務を着実に実施できる体制となっているか。	5点	4	
5 実績(様式6) 同様または類似の業務の受託実績を有し、本業務の遂行は可能と認められるか。	5点	4	
評点合計		25	
順位点		—	

令和 5 年度沖縄県ワシントン駐在員活動事業
(運営支援業務) 選定委員会

令和 5 年 3 月 24 日 (金)

9 : 00 ~ 9 : 30

場所 : 基地対策統括監室

委員配布資料一覧

- 1 選定委員の委員就任について(依頼)
- 2 評価票 (別紙)
- 3 次第
- 4 選定委員会設置要領等
- 5 ワシントン駐在員活動事業(運営支援業務) 募集要項
- 6 企画提案仕様書
- 7 企画提案申請書(1社:ワシントンコア社)
- 8 企画提案書
- 9 積算書・内訳書
- 10 執行体制
- 11 過去5年間の国又は地方公共団体等との受託実績
- 12 誓約書

知 基 第 3 8 2 号
令和 5 年 3 月 13 日

辺野古新基地建設問題対策課長 殿

基地対策統括監
(公 印 省 略)

沖縄県ワシントン駐在員活動事業（運営支援業務）
選定委員会の委員就任について（依頼）

（ 沖縄県ワシントン駐在員活動事業（運営支援業務）に係る企画提案書を審査するため、
下記のとおり貴職へ選定委員会委員就任を依頼しますので、ご承諾下さるようお願いし
ます。

また、下記のとおり選定委員会を実施しますので、ご出席下さるようお願いします。

記

1. 委員会名
沖縄県ワシントン駐在員活動事業（運営支援業務）選定委員会
2. 委員
基地対策統括監
基地対策課長
辺野古新基地建設問題対策課長
ワシントン駐在副参事
3. 選定委員会
日時 ： 令和 5 年 3 月 24 日（金） 9:00 ～ 9:30
場所 ： 基地対策統括監室
4. 添付資料
選定委員会要領（別紙）

令和5年度沖縄県ワシントン駐在員活動事業(運営支援業務)

選定委員会評価票

選定委員

職名・氏名

印

評点は、次の5段階評価をお願いします。

→ 5:非常に優れている、4:優れている、3:良好・適切、2:やや劣っている、1:劣っている

評 価 項 目		配点	ワシントンコア	
			評点	評点
1	基本方針(目的合致度) 事業目的を的確かつ十分に理解し、目的を達成しうる内容となっているか。	5点		
2	企画提案内容(10点満点)			
(1)	業務を効果的に、着実に実施できる内容となっているか。 (ワシントンD.C.又は米国内に拠点を有しない事業者の場合は、遠隔地から本業務を着実に実施する方法が具体的に示されているか)	5点		
(2)	本業務の改善に繋がる提案(コスト節減、執務環境整備等)がなされているか。	5点		
3	積算見積額(様式4)(10点満点)			
(1)	提示された予算の範囲内に業務を着実に実施できる内容となっているか。	5点		
(2)	提示された見積額は、必要最小限度の内容となっているか。(人件費の単価等は過大ではないか)	5点		
4	執行体制(様式5) 本業務を確実に実施できる体制となっているか。	5点		
5	実績(様式6) 同種または類似の業務の受託実績を有し、本業務の遂行は可能と認められるか。	5点		
評 点 合 計				
順 位 点				

令和5年度沖縄県ワシントン駐在員活動事業（運営支援業務）

選定委員会次第

日時：令和5年3月24日（金）9:00～9:30

1 はじめに

審査長 （基地対策統括監）

2 審査について説明

事務局 基地対策課

3 企画提案内容への委員意見

4 評価表の集計及び結果報告

企画提案業者選定要領

1 目的

この要領は、「沖縄県ワシントン駐在員活動事業（運営支援業務）」を委託するにあたり、公募型プロポーザルにより優れた企画提案をした優先交渉権者を選定するために必要な事項を定める。

2 選定委員会の設置

(1) 業者選定のため、上記1において示す委託業務について、「沖縄県ワシントン駐在員活動事業（運営支援業務）」に係る業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。また、組織及び運営については、次のとおりとする。

ア 委員の定数は、4人とする。

イ 委員長は、基地対策統括監とする。

ウ 副委員長は、基地対策課長とする。

エ 委員長は、委員会を統括する。

オ 委員会は、過半数の委員の出席がなければ開くことができない。

カ 委員長が出席できない場合、副委員長が委員長代理を務めるものとする。

(2) 委員の構成は、別表のとおりとする。

(3) 委員がやむを得ない理由で出席できないときは、評価票の提出により審査したものとする。

3 選定

委員会は、別紙「業者選定方法」に基づき、委託業者を審査し、選定する。

4 事務局

選定業務の実施に係る庶務は、事務局である基地対策課調査班が行う。

5 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項については、委員長が別に定めるものとする。

【別表】

委員長	基地対策統括監
副委員長	基地対策課長
委員	辺野古新基地建設問題対策課長
委員	ワシントン駐在副参事

業者選定方法

1 書類審査

(1) 審査方法

- ア 事務局において、各業者から提出された企画提案書等について、「沖縄県ワシントン駐在員活動事業（運営支援業務）」に係る企画提案募集要領（以下「要領」という。）における要件を満たしているかについて、書類審査を行う。
- イ 実施要領に基づく要件を満たし、合格した者を委員審査の対象業者とする。

(2) 審査項目

- ア 要領の応募資格で提示する資格要件を満たしているか。
- イ 要領の企画提案書類で提示する書類等は提出されているか。
- ウ その他、要領及び仕様書で示した提案内容となっているか。

2 委員審査

(1) 審査方法

- ア 審査は、別紙の審査票により、委員ごとに審査・評価し、採点する。
- イ 各企画書に対する各委員の審査持ち点は35点とする。
- ウ 委員審査の項目は別紙「委員審査項目（運営支援業務）」の通りとする。
- エ 各委員の審査は、それぞれの企画提案について、審査票の評価項目毎に配点の範囲内で採点することとし、その合計点が高い順にクで定める順位点を付すことにより行う。
各委員が付した順位点の合計点が最も高い企画提案書を第1位として選定する。
- オ 各委員の採点の合計が、総評点の6割以上であることを最低基準点とし、最低基準点を満たさない業者は、選定の対象としないものとする。
- カ 応募業者が1社のみであり、かつ最低基準を満たしている場合は、当該業者を契約候補者とするについて、様々な角度から検討を加えた後、各委員の合議により判断するものとする。
応募者が1社のみであっても最低基準を満たさない場合、又は、応募者がいない場合は選定しないこととする。

キ 採点の目安 ※個別配点5点の項目の例

評価点	判断基準
1点	劣っている
2点	やや劣っている
3点	標準である
4点	優れている
5点	非常に優れている

ク 順位点

順位点は、各委員の合計評価点の順位に対し点数をつけることとし、その配点は以下のとおりとする。

順位点	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位以下
点 数	10	7	4	1	0

委員審査項目（運営支援業務）」

1 基本方針・・・5点

企画内容が事業目的を的確かつ十分に理解し、目的を達成しうる内容となっているか。

2 企画提案内容・・・10点（5点×2項目）

(1) 業務を効果的に、着実に実施できる内容となっているか。（5点）

（ワシントンD.C.又は米国内に拠点を有しない事業者の場合は、遠隔地から本業務を着実に実施する方法が具体的に明記されているか。）

(2) 本業務の改善に繋がる提案（コスト節減、執務環境整備等）がなされてるか。（5点）

3 積算見積・・・10点（5点×2項目）

(1) 提示された予算の範囲内において、業務を着実に遂行できる妥当な費用算出となっているか。（5点）

(2) 提示された見積額は、必要最小限度の内容となっているか。（人件費の単価等は過大ではないか）（5点）

4 執行体制・・・（5点満点）

業務を確実に実施できる体制となっているか

5 実績・・・（5点満点）

同種または類似の業務の受託実績を有し、本業務の遂行は可能と認められるか。

「令和５年度沖縄県ワシントン駐在員活動事業（運営支援業務）」に係る
企画提案募集要項

沖縄県では「令和５年度沖縄県ワシントン駐在員活動事業（運営支援業務）（以下「本業務」という。）」の受託者を選定するため、企画提案募集（以下「本募集」という。）を実施する。受託希望者は、次の要項に従って企画提案書等関係書類を提出すること。

なお、本募集については、沖縄県の令和５年度当初予算において当該事業が予算措置された場合のみ事業化される停止条件付き事業であり、予算が成立しない場合には本募集にかかる一切について、いかなる効力も発生しないものとする。

1 事業の目的

沖縄県では米国ワシントンD.C.に駐在員を設置しており、本事業は当該駐在員の現地事務所の運営支援を目的としている。

2 委託業務

- (1) 委託事業名：令和５年度沖縄県ワシントン駐在員活動事業（運営支援業務）
- (2) 委託期間：令和５年（2023年）４月１日から令和６年（2024年）３月31日まで
- (3) 業務内容：別添「企画提案仕様書」参照

3 企画提案上限額

企画提案の費用は、本業務を実施するにあたり必要となる一切の経費を含め、総額40,255,000円（消費税相当額込み）の範囲内で見積もること。

ただし、この上限額は企画提案のために提示した金額であり、契約金額ではない。

4 応募資格（次に掲げる要件を全て満たすこと）

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項（※）に該当しない者であること。

（※）地方自治法施行令（昭和22年５月３日号外政令第16号）第167条の４第１項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第32条第１項各号に掲げる者

- (2) 英語を母国語とする者と同等程度の英語コミュニケーション能力及び日本語を母国語とする者と同等程度の日本語文章作成能力を有する人員を1名以上担当者として配置し、本業務の的確な実施及び沖縄県と緊密な連絡調整を行うことが可能な法人であること。
- (3) 本業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有する者であること。
- (4) 過去5年間に、国、地方公共団体、または同等の団体、法人等と委託契約を締結し、誠実に履行した実績を有する者であること。
- (5) 共同企業体による企画提案申請も認める。その場合の要件は以下のとおりとする。
 - ア 共同企業体を代表する事業者が企画提案申請を行うこと。
 - イ 共同企業体を構成する全ての事業者は、上記(1)の要件を満たす者であること。
 - ウ 共同企業体を構成する事業者のうち少なくとも1者は、上記(2)から(4)までの要件を満たす者であること。
 - エ 共同企業体の構成員が、単体企業又は他の共同企業体の構成員として重複応募する者でないこと。

5 問い合わせ、応募申請スケジュール及び提出先

(1) 本募集に関する質問

質問は、令和5年3月9日（木）（日本時間）までに、本要項第6に掲げる質問票（様式1）により(3)のアドレスあて電子メールで提出すること。

なおメール送付後、24時間以内（土日・祝祭日の場合はその翌日以降平日の同時刻以内。以下同じ。）に受領の返信がない場合は、電話にて到達確認を行うこと。

(2) 企画提案の提出

企画提案は、令和5年3月17日（金）23時59分（日本時間）までに、本要項第6(2)に掲げる応募書類により(3)のアドレスあて電子メールで提出すること。なおメール送付後、24時間以内（土日・祝祭日の場合はその翌日以降平日の同時刻以内。以下同じ。）に受領の返信がない場合は、電話にて到達確認を行うこと。

(3) 質問及び企画提案の提出先

沖縄県知事公室 基地対策課 （担当）吉嶺、玉元

E-mail : aa001201@pref.okinawa.lg.jp

電話 : 098-866 2460 FAX : 098-869-8979

6 質問及び応募書類

- (1) 質問票：様式1
- (2) 応募書類

- ア 応募申請書：様式 2
- イ 企画提案書：様式 3（10頁以内。スケジュールも示すこと）
- ウ 積 算 書：様式 4（消費税相当額を含む額を記載すること）
- エ 執 行 体 制：様式 5
- オ 実 績 書：様式 6
- カ 誓 約 書：様式 7
- キ 共同企業体協定書（共同企業体による応募の場合のみ）※様式任意
※共同企業体の場合は構成員ごとに、様式 2 に準じた会社概要、カ
誓約書を提出すること。

(3) その他

質問及び企画提案にあたり使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

- (4) 応募申請書及び積算書（見積書）には、押印又はサインを付すこと。
なお、PDFファイルにスキャンした印又はサイン（電子署名）の利用を了承する。

7 委託事業者の選定

(1) 選定方法

- ア 沖縄県知事公室内に設置する委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において総合的に審査し、委託契約候補者（以下「候補者」という。）としての優先順位を決定する。
- イ 応募のあった提案は、選定委員会で書類審査を行い、必要に応じてプレゼンテーションなど 2 次審査を行って順位を決定する。
- ウ 選定委員会は非公開で行い、提出された応募書類、審査内容、審査経過等は公表しない。また、審査過程等に関する問い合わせには応じない。
- エ 選定委員会による審査の結果、一定水準を満たした提案がないことを理由として、候補者なしとする場合がある。

(2) 審査基準

ア 事業目的等の理解度

本業務の目的及び内容を十分理解の上、的確に反映した内容となっているか。

イ 業務遂行能力

- ① 本業務を着実に実施できる内容となっているか。
- ② ワシントン D.C. 内又は米国内に拠点を有しない事業者の場合は、遠隔地から本業務を着実に実施する方法が具体的に説明されているか
- ③ 本業務の改善に繋がる提案（コスト節減、執務環境整備等）がなされているか。

ウ 事業体制

上記の応募資格 4 (2) で示した人員の配置を含め、本業務を着実にできる体制となっているか。

エ 事業実績

過去の実績から、本業務の遂行は可能と認められるか。

オ 積算額

適切かつ合理的な積算額となっているか。

8 審査結果の通知

審査結果は、沖縄県知事公室基地対策課から応募者に対し個別に連絡し、令和 5 年度開始後に文書で通知する

9 契約の締結について

- (1) 県は、選定委員会により最上位に選定された候補者と委託業務の内容と契約金額等の協議を行った上で、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約を締結する。
- (2) 選定委員会により最上位に選定された候補者が辞退した場合、又は県との契約に向けた協議が整わなかった場合には、県は次順位以降の候補者と契約に向けた協議を行う。
- (3) 契約金額については、候補者から見積書を徴収し、予定価格の範囲内で決定する。
- (4) 委託契約の内容等は、上記(1)の協議結果、予算措置状況その他の事情により企画提案時の内容から変更することがある。
- (5) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を契約締結前に納付する必要がある。但し、沖縄県財務規則第101条第2項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

10 その他留意事項

- (1) 企画提案応募に当たって使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 本募集は、委託契約候補者の優先順位を決定するものであり、契約を保証するものではない。
- (3) 提出書類の作成やプレゼンテーション等に要する費用は応募者の負担とし、提出書類等は返却しない。
- (4) 企画提案資料の記載事項の虚偽報告や何らかの不正行為があると判断された場合には、選定結果の通知後においても失格となることがある。
- (5) その他の詳細は、企画提案仕様書による。

令和5年度沖縄県ワシントン駐在員活動事業（運営支援業務）
委託業務及び企画提案仕様書

1 委託業務の内容

ワシントン駐在の運営を支援するため、駐在員の指示に基づき又は、駐在員と連携して、以下の取組を実施する。

- (1) 事務所の運営支援に関すること
家賃、事務所備品、消耗品、通信費等の契約、支出事務等
- (2) 駐在員の保険、ビザ関連の支援に関すること
- (3) 現地スタッフの支援に関すること
- (4) 米国における確定申告等の対応支援に関すること
- (5) その他、駐在員の運営の支援に関すること

※上記の事項に関し、業務の改善につながる提案（コスト削減、執務環境整備等）についても検討すること。

2 企画提案内容

企画提案書（様式3）には、上記1の委託業務の内容を実施するにあたって、以下の内容を含めて提案すること。

- (1) 基本方針
- (2) 上記1委託業務の内容の実施方法
- (3) 実施想定スケジュール

3 積算条件

費用を算出するにあたっては、以下の条件を踏まえ積算すること。なお人件費については時給単価を明記のうえ、その他の経費についても各単価を明記すること。

- (1) 駐在員2名（家族は計1名と設定）、現地職員2名
- (2) 事務所家賃：ワシントンD.C.内（年間600万円と設定）
- (3) オフィス備品：リース年額
- (4) 電話、インターネット、パソコン、携帯電話2台、コピー・FAX機、タクシー等の使用料
- (5) 火災保険料等
- (6) 駐在員の使用する備品等購入費用
- (7) 駐在員の活動費用等（消耗品費・交通費等）
- (8) 現地で雇用する職員（2名）の給与、保険、管理費、求人手数料等
- (9) ビザに関する弁護士相談料等
- (10) 海外傷害保険（傷害死亡・後遺障害、治療・救援費用、疾病死亡、家族総合賠償責任、被害者治療費用等）駐在員2名、その家族（計1名）

- (11) 税申告、会計処理費用：必要により算定
- (12) その他、本事業の遂行に必要な費用
- (13) 一般管理費は、(直接人件費+直接経費-再委託費) × 10%以内
- (14) 全ての業務に必要な通訳・翻訳費は人件費として計上すること
- (15) レートは日本銀行報告省令レート2023年3月分を適用すること

4 再委託等の制限

(1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

〔契約の主たる部分〕

- ア 契約金額の50%を超える業務
- イ 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務

(2) 再委託の相手方の制限

本契約の競争入札参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負させることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負させることはできない。

(3) 再委託の範囲

本委託契約の履行に当たり、委託先が第三者に委任し、又は請負させることのできる業務等の範囲は、以下のとおりとする。

- ア 弁護士、税理士、会計士等への法務、税務に係る相談及び対応
- イ その他、委託先が第三者に委任し、又は請負させることのできる業務。ただし、その業務の範囲については、県と事前に協議を行い確認すること。

(4) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負せようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負せるときはこの限りでない。

- ア 議事録作成
- イ 封入・発送

5 注意事項

- (1) 企画提案の内容と実際の契約内容とは、必ずしも一致するものではない。
- (2) 書類提出にあたって使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。

(様式2)

2023年 3月16日

沖縄県知事 殿

令和5年度沖縄県ワシントン駐在員活動事業(運営支援業務)

企 画 提 案 応 募 申 請 書

みだしについて、企画提案を行いたいので応募します。

【会社概要】

会社名	ワシントンコア LLC.		
代表者職・氏名	代表取締役社長 中阪 清志		印
会社住所	郵便番号 20814 米国メリーランド州ベセスダ市 イーストウエスト通り 4500番地 スイート730号		
設立年月日	1995年(平成7年)11月1日		
従業員数(人)	20 人	資本金(千円)	私企業のため、非公開とさせていただきます。
業務内容	* 安全保障、防衛、戦略などに関するコンサルティング業並びに調査研究 * 政府高官、学術研究者、産学官の専門家を招いた会議の実施・支援 * 企業経営に係る各種戦略策定(新規ビジネス、サービス・市場開発、人材育成など)に関するコンサルティング業務並びに調査研究 * 最先端技術に関する政策・規制動向分析に係るコンサルティング業務並びに調査研究 * 経済、産業、市場社会文化などに関するコンサルティング業並びに調査研究など		

【担当者】

所属・職・氏名	代表取締役社長 中阪清志
電話・FAX	電話番号 +1-301-654-2915 FAX +1-301-654-4054
メールアドレス	

(様式3)

2023年 3月 16日

沖縄県知事 殿

令和5年度 沖縄県ワシントン駐在員活動事業(運営支援業務)

企 画 提 案 書

みだしについて、企画提案書を提出します。

社名・代表者	ワシントンコア LLC 中阪清志
本事業実施の 基本方針	
スケジュール	
執行体制	
業務の実施方法	

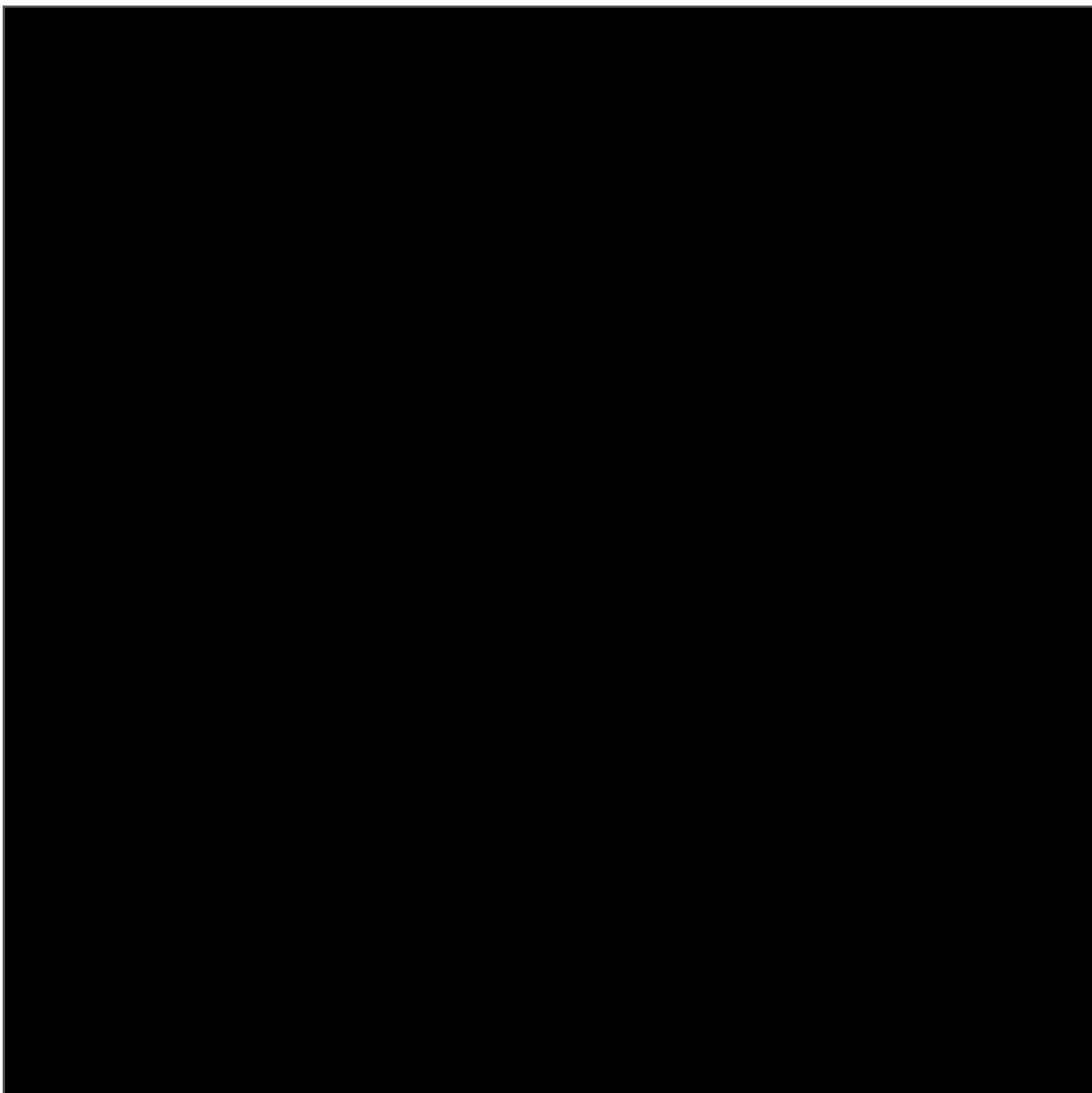
(様式 3) 別紙

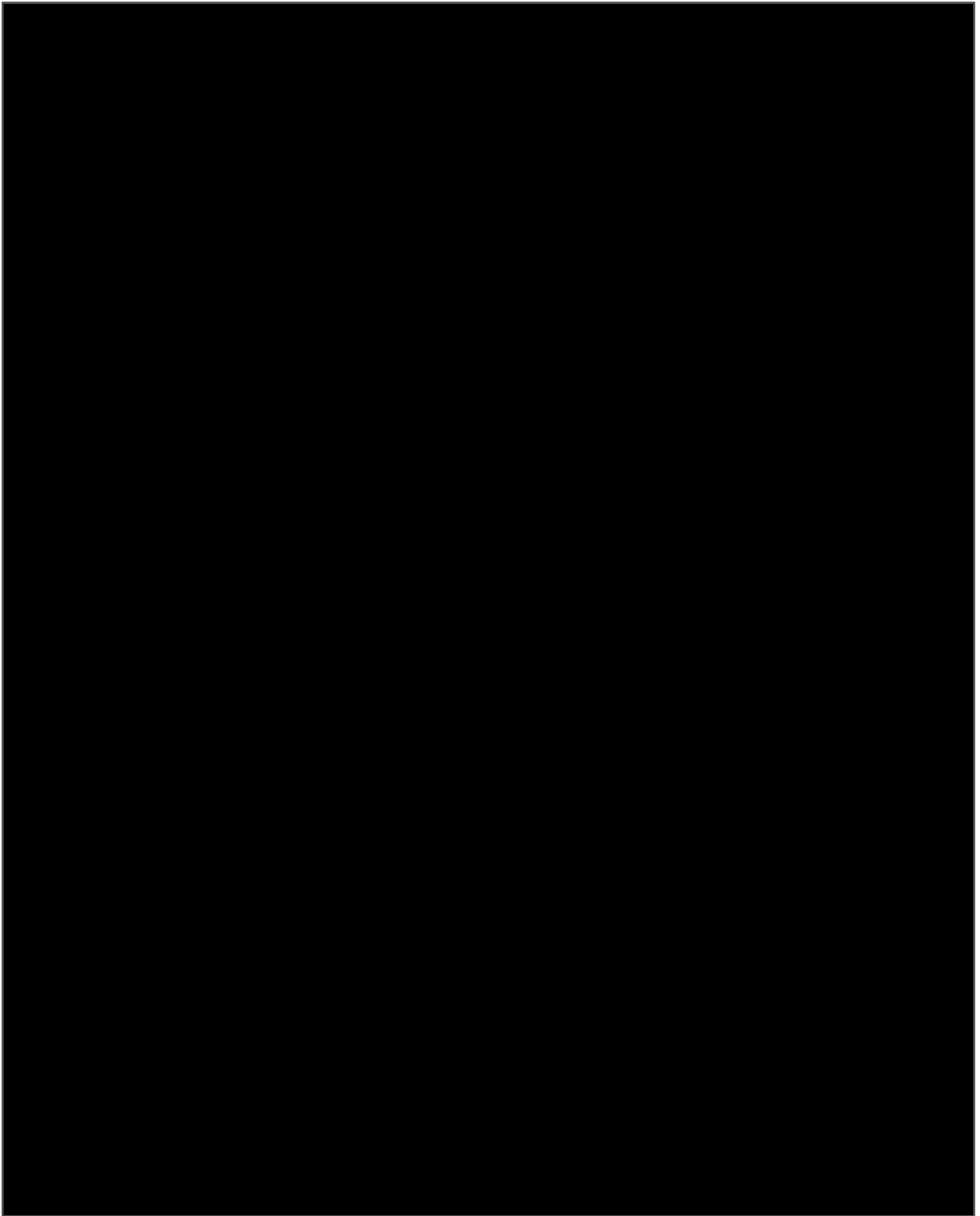
令和 5 年度沖縄県ワシントン駐在員活動事業
(運営支援業務)

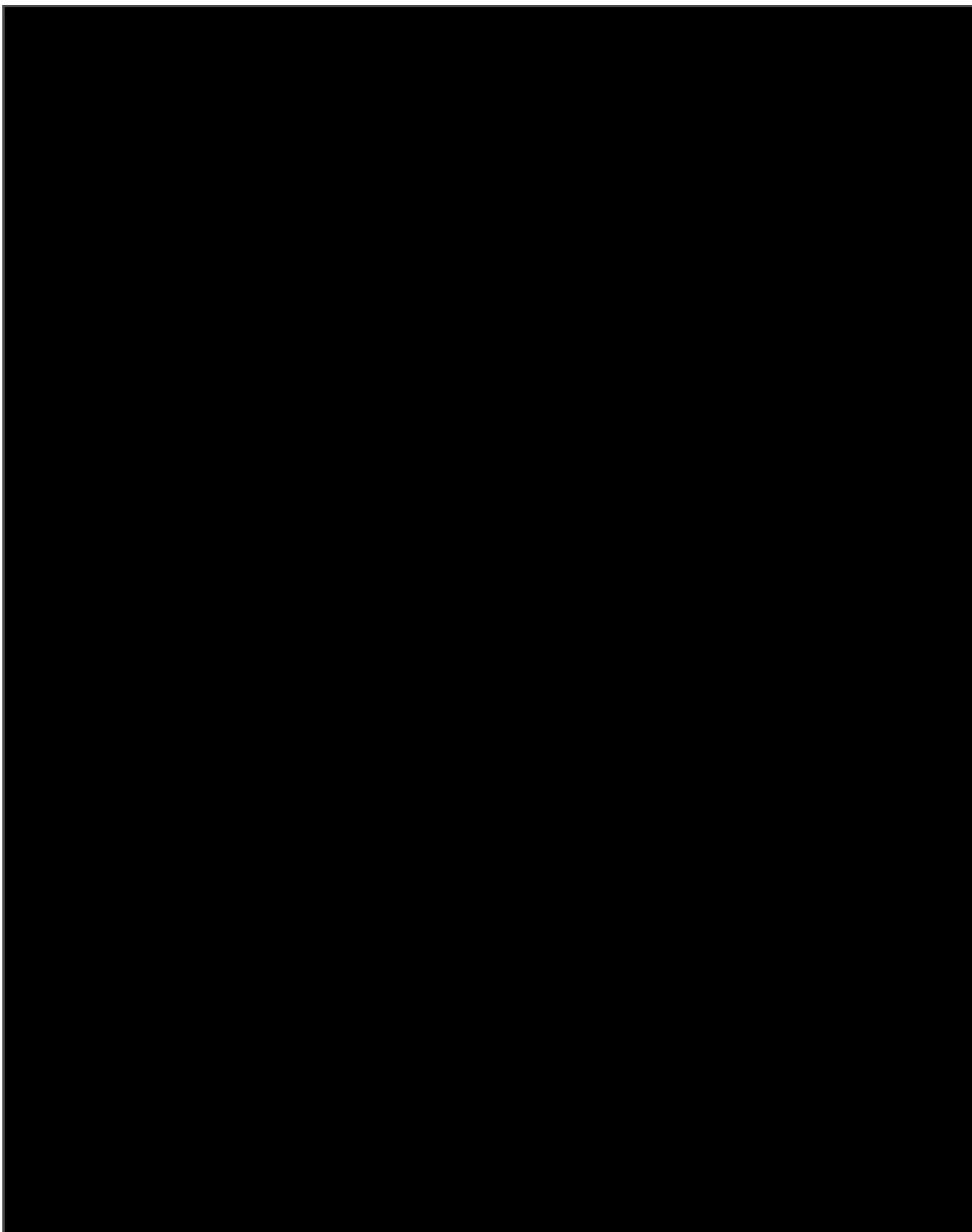
企画提案書

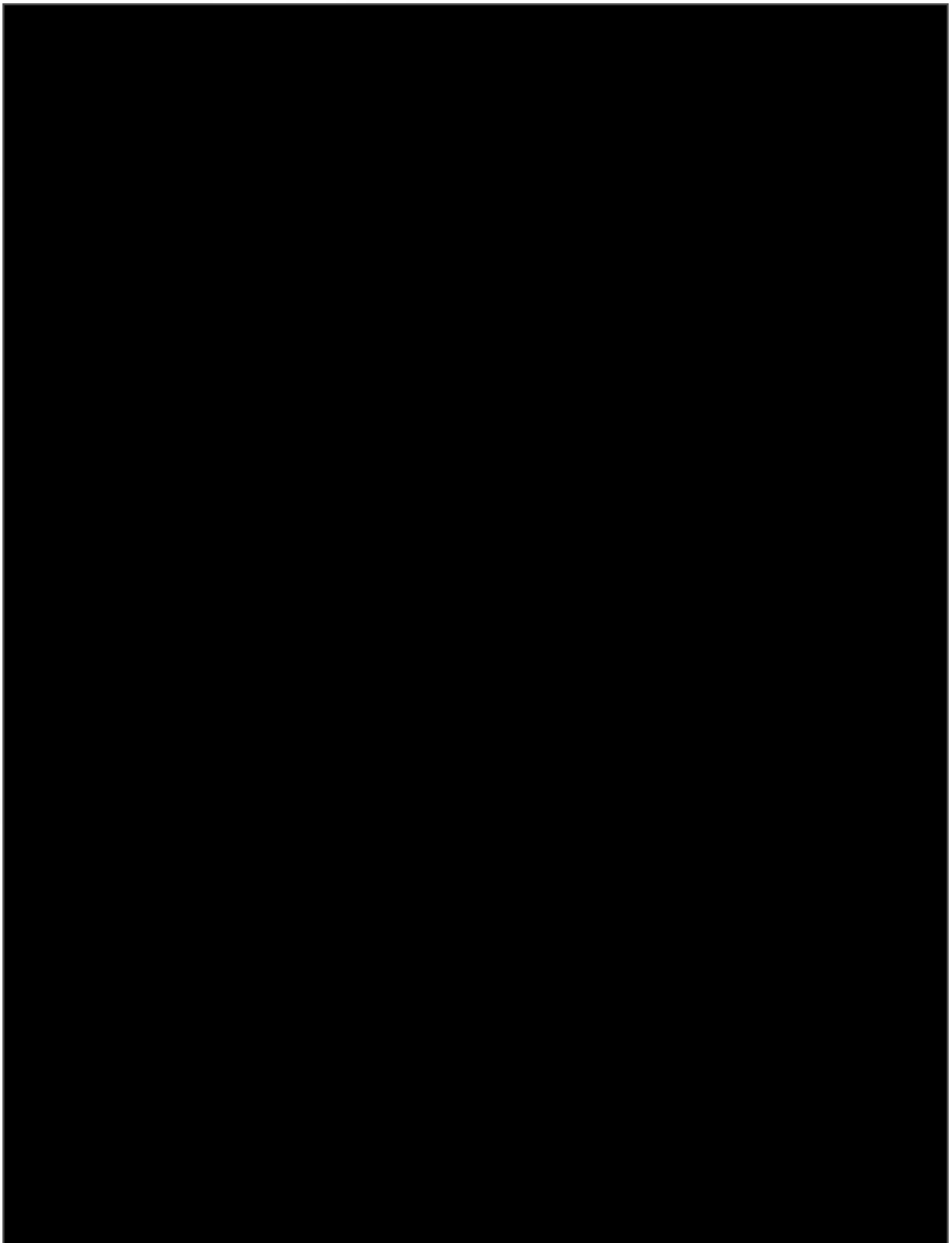
2023 年 3 月 16 日

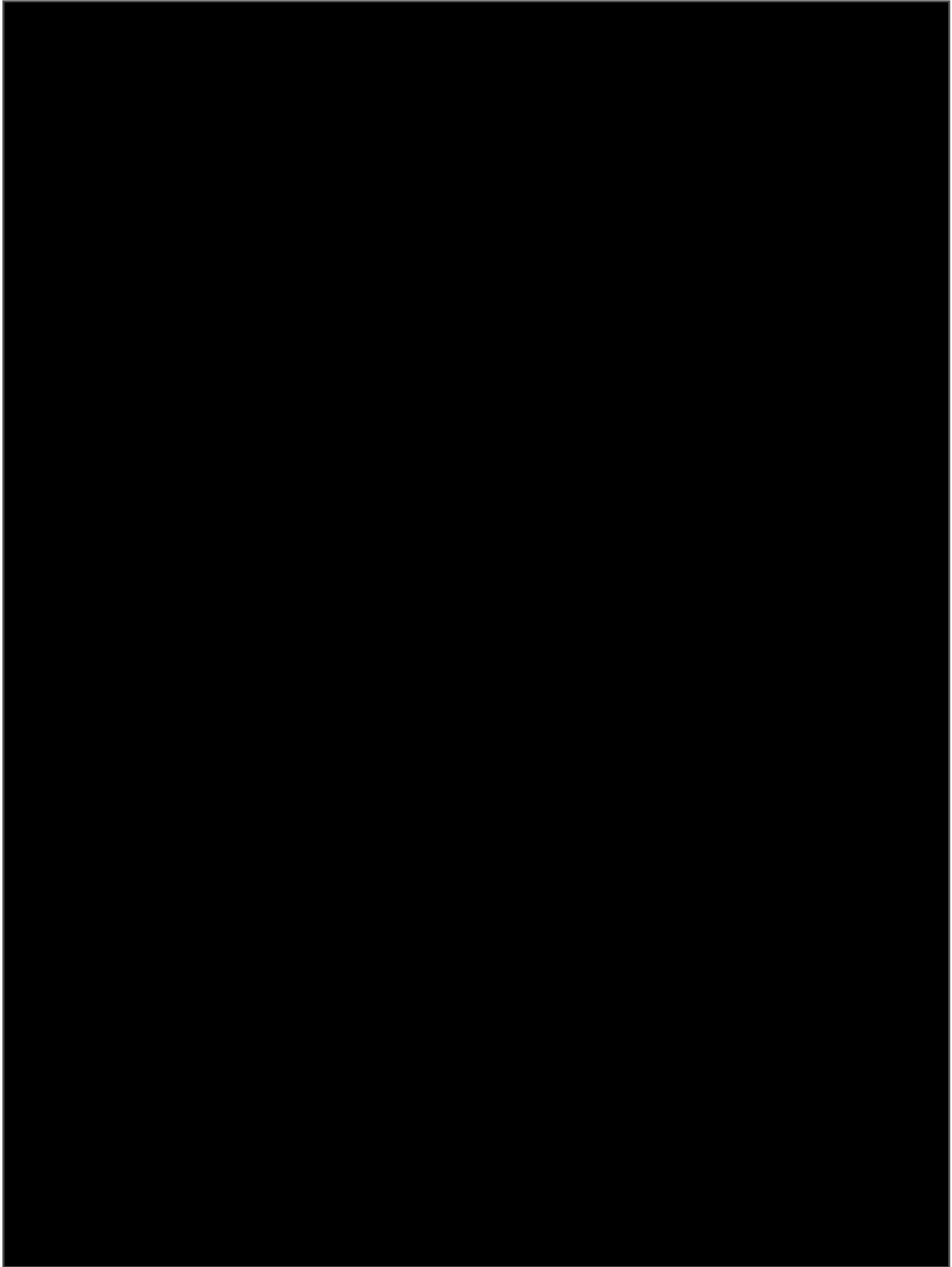
WASHINGTON | CORE

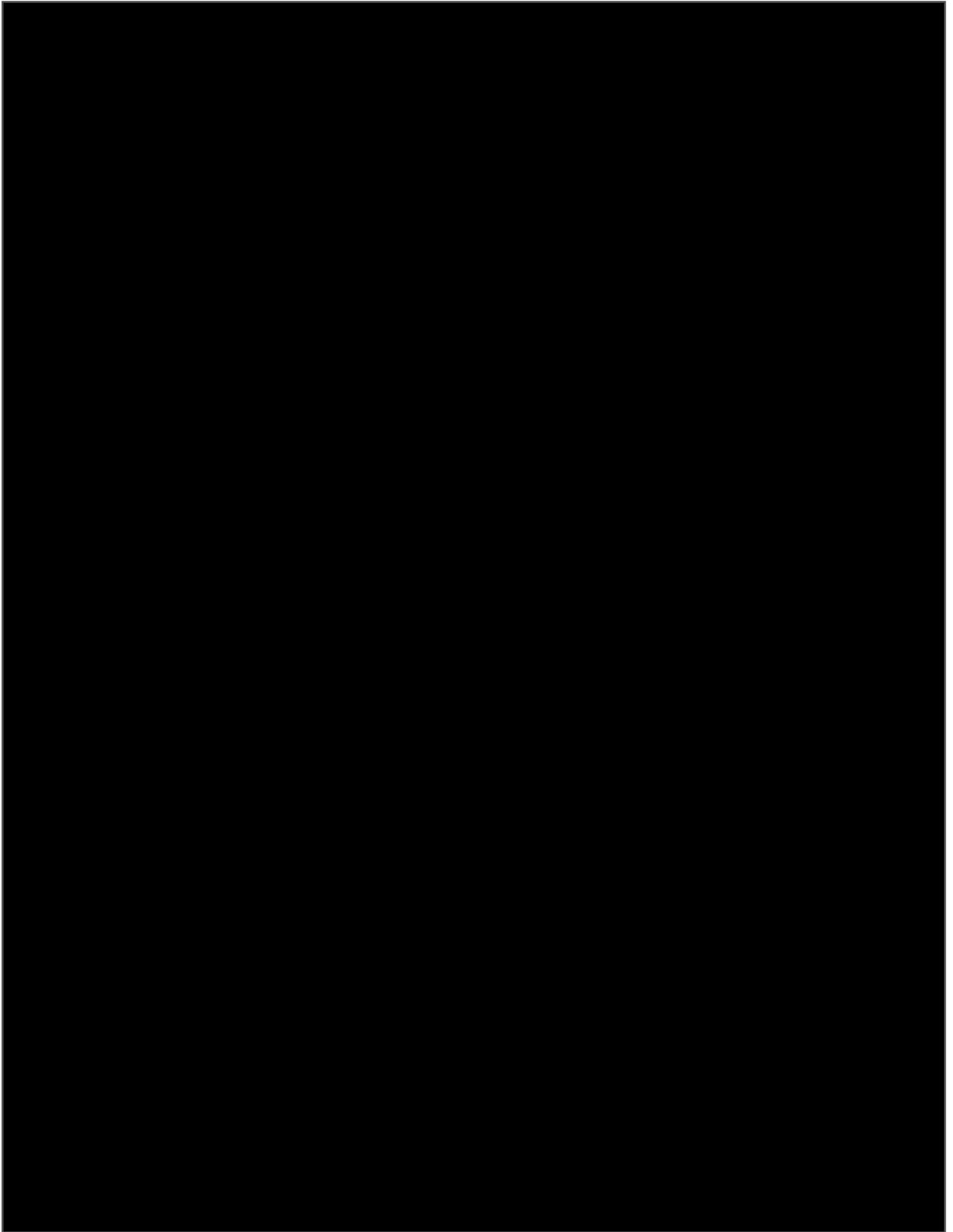


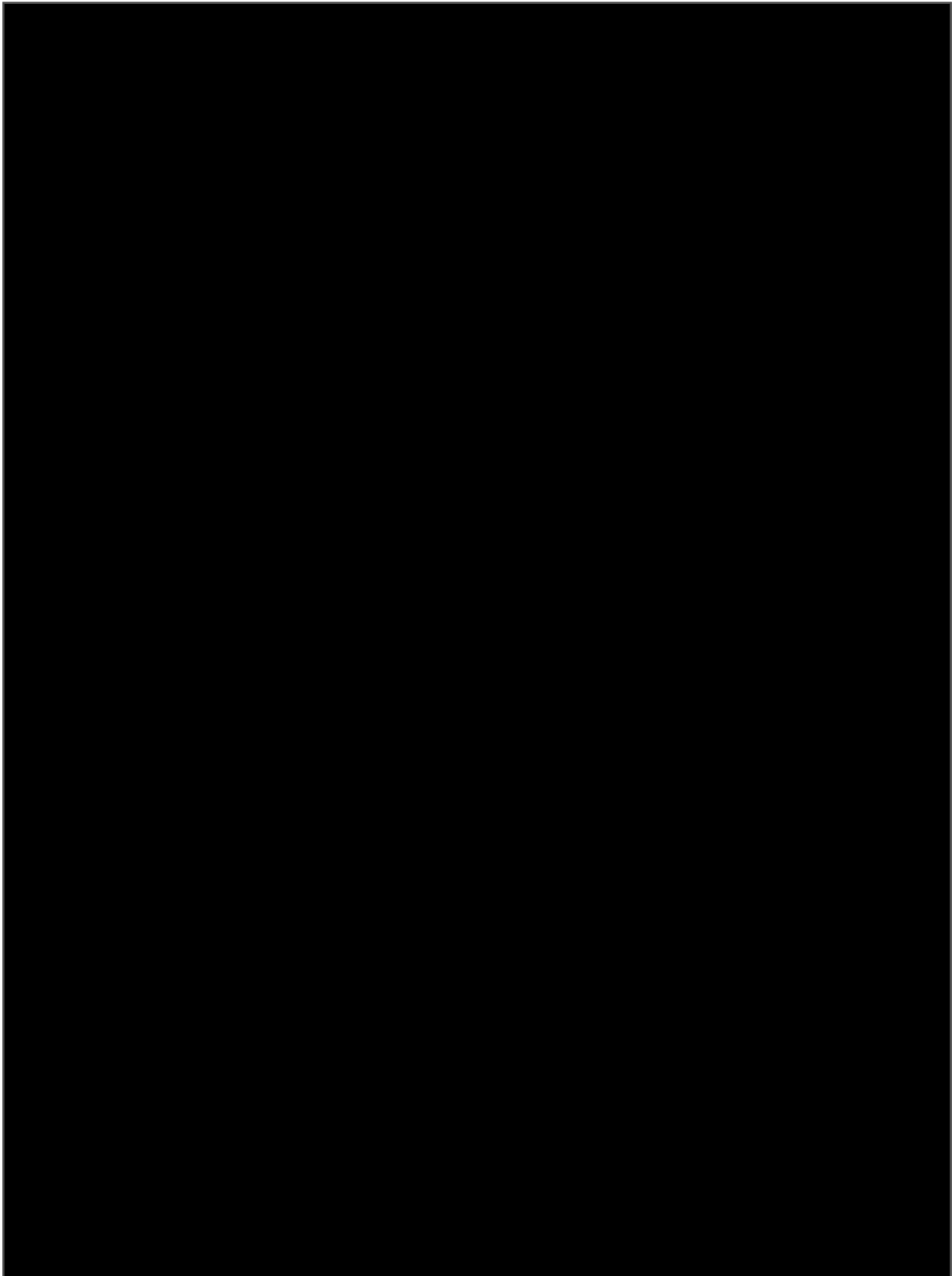












(様式4)

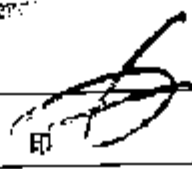
2023年 3月 6日

沖縄県知事 殿

令和5年度沖縄県フシントン駐在員活動事業(運営支援業務)

積 算 書

みだしについて、積算書を提出します。

社名・代表者職名・ 氏名	フシントンコアLLC. 代表取締役社長 中阪清志	印 
積算見積金額	 円 (消費税相当額含む)	
見積内訳	詳しくは、様式4 別紙をご参照ください。	

※ 留意事項

① 別紙は、企画運営仕様書内の委託業務内容(1)及び(2)の各業務別に「1.人件費」、「2.経費」の項目を設け、各業務別の額が明示された内容にすること。

② 経費ごとに単価と個数を明らかにすること。(記入例:○○費 △△円×○日人ー□□円)

③ 合理的な理由を挙げ、積算項目等を変更し提案することは妨げない。

(様式4) 別紙

【令和5年度沖縄県ワシントン駐在員活動事業（運営支援業務）】
御見積 内訳書

2023年3月16日

ワシントンコアL.L.C.
アメリカ合衆国
メリーランド州 20814
ベセスダ市 イーストウエスト通り
4500番地 スイート730号
代表取締役社長 中阪清志

下記の通りお見積り致します。人件費、経費、それぞれの詳細な内訳は、次項以降をご参照ください。なお、このお見積りでは、日本銀行が発表している、[REDACTED]
[REDACTED]を採用しております。

[illegible]

【令和5年度沖縄県ワシントン駐在員活動事業（運営支援業務）】
人件費 御見積 内訳

2023年3月16日現在

内訳	担当者	単価	稼働時間	小計（円）	備考
(1) 事務所の運営支援					
(2) 駐在員の保護及びビザ支援					
(3) 現地スタッフの支援					
(4) 米区における確認申告等の対応支援					
(5) その他、駐在員の運営の支援					
人件費総計					

【令和5年度沖縄県ワシントン駐在員活動事業（運営支援業務）】
経費 御見積 内訳

2023年9月16日 現在

(4) 事務所の運営支援							備考
経費項目	期間	単価	数量	総額	ドル合計	円合計	

(2) 駐在員の保険、ビザ関連の支援							備考
経費項目	詳細	単価	数量	回数	ドル合計	円合計	

(3) 現地スタッフの支援						
経費項目	詳細	単価	数量	国数	ドル合計	円合計

(4) 米園における確定申告等の対応支援							備考
経費項目	詳細	単価	数量	回数	ドル合計	円合計	

[REDACTED]

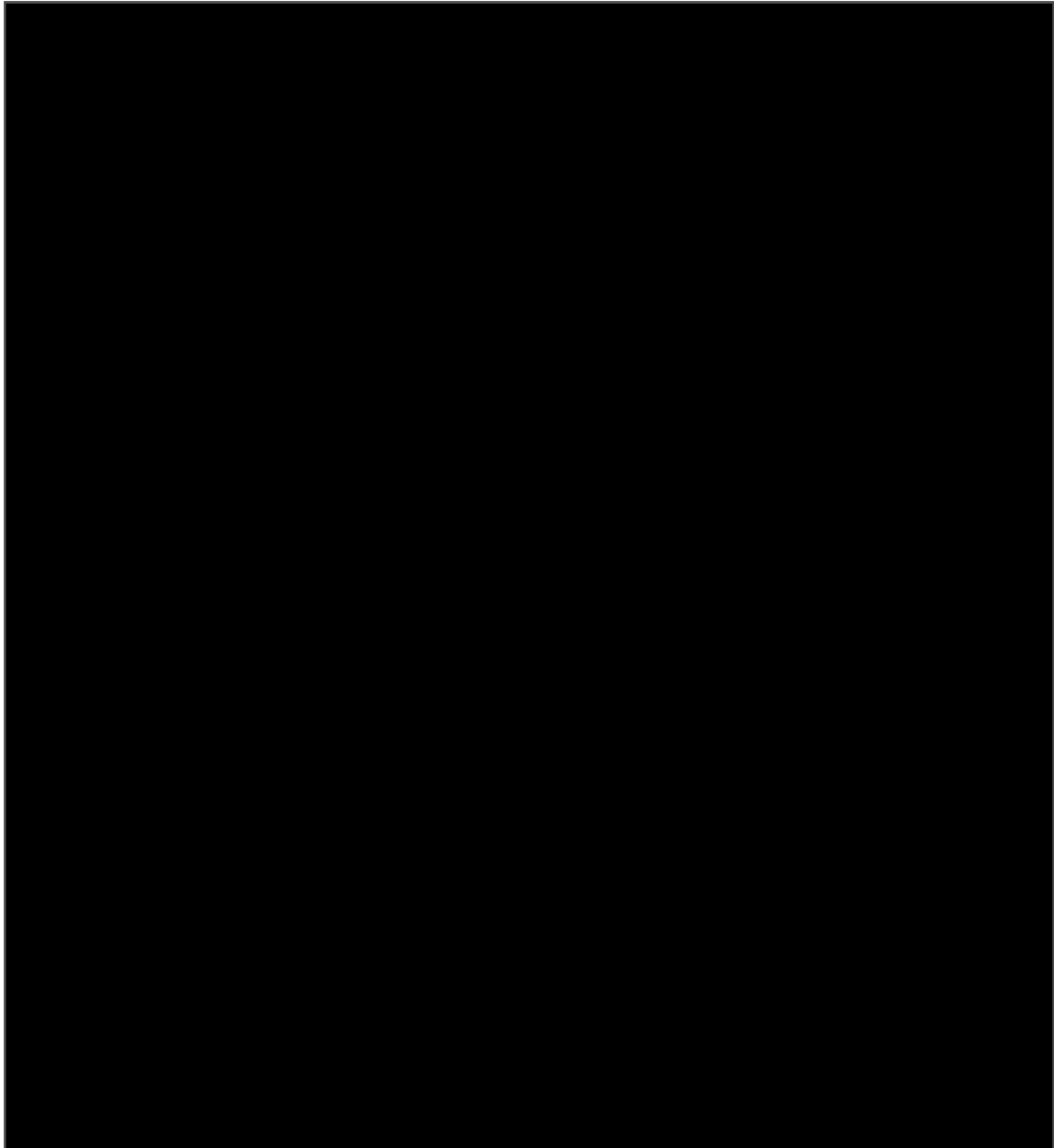
(5) その他、駐在員の運営支援						
経費項目	詳細	単価	数量	国数	ドル合計	円合計

合計	
----	--

(様式5)

令和5年度沖縄県ワシントン駐在館活動事業(運営支援業務)

委託事業の執行体制



なお、本プロジェクトの統括責任者及び従事する研究員の略歴は以下の通り。

氏名(敬称)	役職	略歴

(様式6)

【過去5年間の国又は地方公共団体または同等の団体、法人等との契約実績（最大3件）】

社名

ワシントンコア LLC

代表取締役社長

代表者職名・氏名

中阪清志 印

業務名	令和4年度沖縄県ワシントン駐在員活動事業(運営支援業務)		
受託期間	2022年4月1日～2023年3月31日		
発注元	沖縄県知事	受託金額(千円)	30,725千円
受託内容	沖縄県ワシントン事務所の円滑な運営を支援するため、事務所家賃や渉外費、新聞等の精算対応、FARA関連業務(米司法省への定期報告資料の取りまとめ等)、駐在員のビザ取得及び更新、現地職員の支援、米国における監査の対応、ワシントン事務所駐在員の運営などに関する包括的な支援を提供した。		

業務名	令和4年度沖縄県ワシントン駐在員活動事業(活動支援業務)		
受託期間	2022年5月25日～2023年3月31日		
発注元	沖縄県知事	受託金額(千円)	31,393千円
受託内容	沖縄県ワシントン事務所の米国における連邦議会や政権、その他有識者等への働きかけを支援するため、ニュースレター・要請レター・お悔やみレター等の作成、駐在員による米国大学における講演の支援、ご参考情報の提供、有識者・発信力の高い人物等の招聘にかかる活動支援を対応した。		

業務名	令和4年度「大容量通信時代に向けた固定無線システムの高度化等のための連絡調整事務」の請負		
受託期間	2022年4月1日～2023年3月31日		
発注元	総務省	受託金額(千円)	
受託内容	(1)固定業務(WRC-23議題8.1 topic cを含む。)及び無線標準業務(航空又は海上に係る無線局を除く。)に関する国際標準化動向(固定無線と他の業務の間の周波数共用研究を含む。)の調査、(2)(1)の無線通信技術に関する国際標準化機関への提案文書の作成及び現地審議における支援の2点を対応した。		

業務名	令和4年度「2023年世界無線通信会議(WRC-23)における無線通信規則改正等に向けたITU及びAPT関連 会合の審議動向調査並びに各地域におけるWRC 準備会合等の審議動向調査の請負」	
受託期間	2022年4月1日～2023年3月31日	
発注元	総務省	受託金額(千円) [REDACTED]
受託内容	ITU-R及びAPT関連会合における国際的な無線システムの周波数分配及び無線システムに係る技術的条件、国際的な周波数管理の枠組み、調整手続き、規則及び作業計画等に関する審議動向について調査した。契約期間を通じた各会合の審議概要及び関係者からの聞き取り結果を、報告書として取りまとめ、主管室に提出した。	

業務名	令和4年度内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業 (APECエコノミーにおける日本発フェムテック製品・サービスの 展開可能性に関する基礎調査)	
受託期間	2022年8月15日～2023年3月17日	
発注元	経済産業省	受託金額(千円) [REDACTED]
受託内容	日本発フェムテックが将来的にアジア太平洋経済協力(Asia Pacific Economic Cooperation:APEC)エコノミーの市場開拓を狙うに当たり、需要や普及可能性に関する各種基礎情報に加え、ターゲットとなる現地女性の社会参画の現状や、女性のパフォーマンス発揮の阻害要因となる健康課題への対処方法、女性の健康課題の捉え方に関する文化的社会的背景、類似カテゴリの市場状況、現地の関係法令、所管行政庁、貿易規制等に関する調査を行った。また、APECエコノミーにて女性の健康課題へのフェムテックによるソリューションを提供する新興企業や有識者が参画するセミナーをAPECにて開催した。	

(様式7)

誓約書

2023年 3月16日

沖縄県知事 殿

社名: ワシントンコア LLC.

所在地: 郵便番号 20814 アメリカメリーランド州ベセスダ市
イーストウエスト通り 4500番地 スイート728号

代表者職名:氏名 代表取締役社長 中阪清志

印

私は、地方自治法施行令(昭和22年政令第15号)第167条の4第1項に該当しないことを誓約します。

※共同企業体での応募の場合は、構成員ごとに提出すること

基地対策班		秘書課長		秘書課班長		秘書課担当		課長		副参事		班長		担当		出納機関		会計管理者		会計課長		副参事		班長		担当		担当	
執行機関																													

支出負担行為書

主務課 071201 基地対策課

執行課 071007 秘書課

予算種別 現年

年度 令和 5 年度

略科目 021

支出負担行為番号 00006

会計 01 一般会計

予算執行伺済日 令和 5 年 2 月 22 日

款 02 総務費

支出負担行為日 令和 5 年 4 月 1 日

項 01 総務管理費

目 11 諸費

事項 016 基地対策調査費

事業 004 ワシントン駐在員活動事業費

節 12 委託料

細節

支出負担行為額

¥40,251,250

債権者 00016542965

アメリカ合衆国メリーランド州 20814
ベセスダ市イーストウェスト通り 4500 番地 スイート 730 号
ワシントンコア L. L. C.
代表取締役社長 中阪清志

摘要 令和 5 年度ワシントン駐在員活動事業 (運営支援業務)



401 1 基地対策課	予算残高	31,901,750 円
----------------	------	--------------

Z401 401 0504031038

令和5年度 沖縄県ワシントン駐在員活動事業(運営支援事業)
支払計画

(円)		
第一期(契約時)	16,100,500	40%
第二期(10月)	10,062,813	25%
第三期(12月)	10,062,812	25%
精算時	4,025,125	10%
合計	40,251,250	

委 託 契 約 書 (案)

沖縄県知事 玉城康裕（以下「甲」という。）とワシントンコアL.L.C. 代表取締役社長 中阪清志（以下「乙」という。）とは、令和5年度沖縄県ワシントン駐在員活動事業（運営支援業務）について、次の条項により契約を締結する。

（総則）

第1条 甲は、令和5年度沖縄県ワシントン駐在員活動事業（運営支援業務）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（委託業務の内容）

第2条 乙は、別添「令和5年度沖縄県ワシントン駐在員活動事業（運営支援業務）委託業務仕様書」（以下「仕様書」という。）に基づき業務を行うものとするが、事前に甲と所要の調整を行い、甲の指揮及び監督に従い、かつ指導を仰ぐこととする。

2 甲及び乙は、必要に応じて、事前に協議し、合意の上、仕様内容の変更・調整を行うものとする。

（契約期間）

第3条 契約期間は、令和5年（2023年）4月1日から令和6年（2024年）3月31日までとする。

（委託事業に要する費用）

第4条 甲は、第2条に掲げる委託業務に要する費用（以下「委託料」という。）として、40,251,250円を超えない範囲内で乙に支払うものとする。

（契約保証金）

第5条 契約保証金は、免除する。

（沖縄県財務規則第101条第2項第3号）

（再委託の制限）

第6条 乙は、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、甲が仕様書で指定した契約の主たる部分の履行を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

3 乙は、本契約のプロポーザル参加者であった者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請け負わせてはならない。

4 乙は、契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、10日前までに再委託承認申請書を甲に提出するとともに、事前に書面による甲の承認を受けなければならない。

ただし、甲が仕様書で示した「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請け負わせるときはこの限りでない。

5 乙は、前項の規定により第三者に委任し、又は請け負わせた業務の履行及び当該第三

者の行為について全責任を負うものとし、当該第三者が甲に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。

- 6 乙が第1項から第4項までの規定に違反したときは、甲は本契約を解除することができる。これにより乙又は乙が業務の一部を委任し、又は請け負わせた第三者に発生した損害について、甲は賠償責任を負わないものとする。

(実施計画書)

第7条 乙は、仕様書に基づき、次に掲げる内容を含む実施計画書を契約締結の日から14日以内に甲に提出し、甲の承認を得なければならない。

- (1) 業務の内容及び実施方法
- (2) 業務の工程表
- (3) 担当者の業務割当表
- (4) 経費積算内訳書

- 2 甲は、前項の実施計画書の提出後、承認するまでの間に、必要があると認めるときは、乙に対して当該実施計画書の修正を請求することができる。

- 3 乙は、甲の承認を得た実施計画書に基づいて委託業務を実施しなければならない。

(実施計画書の変更)

第8条 甲又は乙の都合により実施計画書の内容を変更するときは、甲及び乙は事前に協議するものとする。ただし、軽微な変更をする場合はこの限りでない。

- 2 前項の協議が整った場合、乙は、速やかに実施計画書の変更内容を記載した書面を甲に提出するものとする。

(委託業務の実施に要する経費の支出)

第9条 乙は、委託業務の実施に要する経費を経費積算内訳書に記載された経費の内訳に従って支出しなければならない。実施計画書が変更されたときは、変更後の経費積算内訳書の経費の内訳に従って支出しなければならない。ただし、乙は、経費積算内訳書に記載された経費の内訳（直接人件費、直接経費）について、それぞれの項目について20パーセント以内に限り、流用することができる。20パーセント以上の流用を行う場合は、甲と乙が協議して定める。

(業務委託料の変更方法等)

第10条 業務委託料の変更を行う場合における当該変更の額は、甲と乙が協議して定める。

(履行期限の延長)

第11条 乙は、やむを得ない理由によって、履行期限内に委託業務を完了することができずと見込まれるときは、あらかじめ書面により甲に報告し、その指示を受けなければならない。

- 2 甲は、乙の責に帰すべき理由により、履行期間内に委託業務が完了しない場合は、遅延日数に応じ、未済部分の契約代金の額に対し年2.5パーセントの割合の違約金を徴収することができるものとする。

(委託状況等の調査等)

第12条 甲は、必要と認めるときは、乙に対し委託業務の進捗状況について調査をし、又は報告を求めることができる。

- 2 前項の規定により、甲が調査又は報告を求めたときは、乙は、この調査報告を自己の負担において速やかに実施しなければならない。

(報告書の提出)

第13条 乙は、業務が完了したときは、令和6年(2024年)3月31日までに仕様書に基づく業務による成果及び要した経費を明らかにした実績報告書(以下「報告書」という。)を甲に提出し、その検査及び確認を受けなければならない。

- 2 乙の提出する報告書の内容に関し、甲が不十分と認めたときは、甲は乙に対し不十分な部分について再調査を求めることができる。

- 3 前項により、甲が再調査を求めたときは、乙は、この調査を自己の負担において速やかに実施しなければならない。

- 4 甲は、第1項の検査において、完了報告書及び経費明細書、成果物の内容が適正であると認めたときは、委託料の額を確定するものとする。

確定にかかる換算レートは、概算払分については、概算払いにおいて甲が支払った日本円総額を、乙が実際に受領する米ドル総額で割った実効レートを以って、換算レートとする。尚、精算払分については、2024年3月31日適用の日本銀行外国為替市況レート(中心相場)を換算レートとする。

- 5 前項の規定により確定した額は、委託業務の実施に要した経費の額と第4条で規定する委託料の額のいずれか低い額とする。

- 6 甲は、第4項の確定後、乙に対して速やかに通知するものとする。

(委託料の支払)

第14条 乙は、前条第6項の通知を受けたときは、請求書により確定額を請求するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、乙が委託完了前に委託業務に必要な経費の支払を受けようとするときは、概算払いを請求することができる。甲は、適当と認めたときは、契約金額の10分の9を限度として、これを支払うことができる。

- 3 甲は、前2項の規定により支払請求書を受理したときは、受理した日から起算して30日以内に、これを乙に支払うものとする。

- 4 甲は、概算払いした場合において、第1項の規定による精算の結果、既にその額を超える委託料が支払われているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(知的財産権)

第15条 乙が、この委託業務により取得した知的財産権(知的財産基本法第2条第2項に定めるものをいう。)は、甲に帰属するものとする。

(契約の解除)

第16条 甲は、次のいずれかに該当すると認められるときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙が、本契約に違反し契約の目的を達成することができないと認めたとき。

- (2) 乙が、正当な理由によってこの契約の解除を申し出たとき。

(3) 甲の都合により、この契約の解除を必要とするとき。

(損害賠償)

第17条 乙は、前条第1号又は第2号に該当する理由により、この契約を解除された場合において、甲に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 甲は、前条第3号に該当する理由により、この契約を解除した場合において、乙に損害を与えたときは、その損失を補償する。

(秘密の保持)

第18条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

2 乙は、個人情報の取扱いについて、別記に定める規定に従うものとする。

3 乙は、この委託業務の成果を外部に公表しようとするときは、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。

(第三者に及ぼした損害)

第19条 委託業務の処理に当たって、第三者に損害を及ぼしたときは、乙の負担において賠償する。ただし、その損害の発生が甲の責に帰すべき事由による場合においては、甲の負担とする。

(帳簿等の整備及び保存)

第20条 乙は、委託業務に係る経理を明らかにした帳簿、その他の支出の事実を証明する書類を整備し、委託業務終了後5年間保存しなければならない。

(デジタル署名)

第21条 甲及び乙はPDFファイルにスキャンした印又はサインの利用を了承する。

(暴力団排除対策に関する契約解除)

第22条 甲は、乙が次のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等の(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。))の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等しているとき

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用する等しているとき

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(不当介入に関する報告及び通報)

第23条 乙は、本契約に関して、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(補 則)

第24条 この契約及び仕様書に明記されていない事項又は疑義を生じた事項については、甲と乙が協議して決める。

(合意管轄裁判所)

第25条 本契約に関する、第一審の合意管轄裁判所は、甲の所在地を管轄する裁判所とする。

本契約の証として、本書2通作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保管する。

令和5年(2023年)4月 日

甲 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

沖縄県知事 玉城 康裕

乙 米国メリーランド州ベセスダ市

イーストウェスト通り 4500番地 スイート730号

ワシントンコアL.L.C. 代表取締役社長 中阪 清志

(別記)

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

- 第1 乙は、個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

- 第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

- 第3 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

- 第4 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

- 第5 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による事務を行うために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(事務従事者への周知)

- 第6 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、知事における個人情報の保護に関する規則により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(資料等の返還等)

- 第7 乙は、この契約による事務を行うために、甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(調査)

- 第8 乙は、この契約による事務を行うに当たり取り扱っている個人情報の状況について、甲の求めがあった場合は、随時調査報告することとする。

(事故発生時における報告)

- 第9 乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

令和5年度沖縄県ワシントン駐在員活動事業（運営支援業務）
委託業務仕様書（案）

1 委託業務の内容

ワシントン駐在員の活動を支援するため、以下の事項を実施する。下記の委託業務については、沖縄県ワシントン駐在員と連携して取り組むこと。

(1) ワシントン駐在の運営を支援するため、以下の事項を実施する。

ア 事務所の運営支援に関すること

家賃、事務所備品、消耗品、通信費等の契約、支出事務等

イ Foreign Agents Registration Act (FARA) 関連業務の支援に関すること

ウ 駐在員の保険、ビザ関連の支援に関すること

エ 現地スタッフの支援に関すること

オ 米国における確定申告等の対応支援に関すること

カ その他、駐在員の運営の支援に関すること

2 業務実績報告書（以下「報告書」という。）の作成

報告書には、上記1の(1)で示した業務の内容ごとに、業務実績、内容、成果等をまとめること。

3 経費内訳書の作成

経費内訳書には、業務の実施に要した経費の内訳を概ね次のとおり記載又は添付すること。

(1) 財務報告総括表

上記1で示した業務内容ごとに、要した諸費用を記載する。

人件費については、全業務の合計を記載する。

(2) 経費区分ごとの明細表

3 (1) の区分ごとに、実際に支出した内容1件ごとの費用を明細として記載する。明細には1件ごとに、3 (3) のどの部分を参照すればよいかを通し番号等で記載する。

人件費については、上記1の(1)の区分ごとに、従事者ごとにあらかじめ定めた1時間当たりの単価と従事した時間（以下「稼働時間」という。）数の積による費用を記載する。

(3) 整理する書類

明細に対応する書類として、次のとおり整理すること。

ア 当該委託事業で契約した契約書、支出した全経費の請求書及び領収書の写し

イ 従事者別・月別の稼働時間集計表

ウ 業務日誌（人件費対象となる従事者ごとに、業務の具体的な内容がわかるものを整備。）

エ その他当該業務の管理上必要とされる書類

4 納品物

	提出図書	提出部数	提出期日
	中間報告書	1	令和5年10月1日
	最終報告書	1	令和6年3月31日
	積算内訳書	1	令和6年3月31日

＊ 1 電子情報媒体1部

5 その他

- (1) 書類提出にあたって使用する言語及び通貨は、原則日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 本委託契約の履行にあたり、委託先が第三者に請負わせることのできる、その他、簡易な業務の範囲は、議事録作成、封入・発送及び送迎とする。
- (3) 本仕様書に記載のない事項及びその他の詳細事項については、その都度双方協議のうえ決定するものとする。

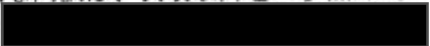
(様式 4) 別紙

【令和5年度沖縄県ワシントン駐在員活動事業（運営支援業務）】
御見積 内訳書

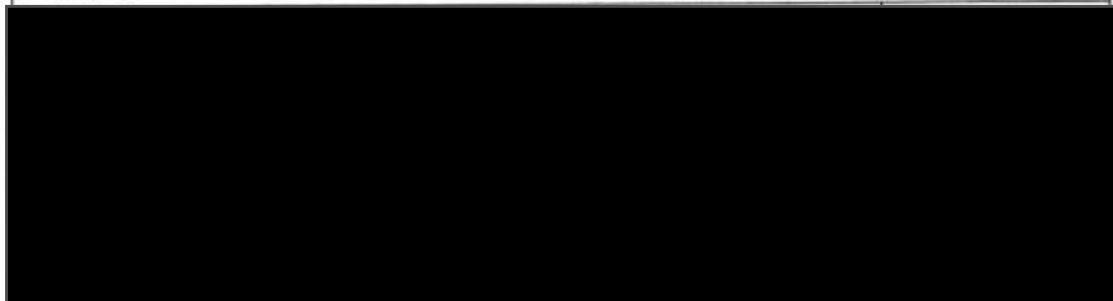
2023年4月1日

ワシントンコアL.L.C.
アメリカ合衆国
メリーランド州 20814
ベセスダ市 イーストウエスト通り
4500番地 スイート730号
代表取締役社長 中阪清志

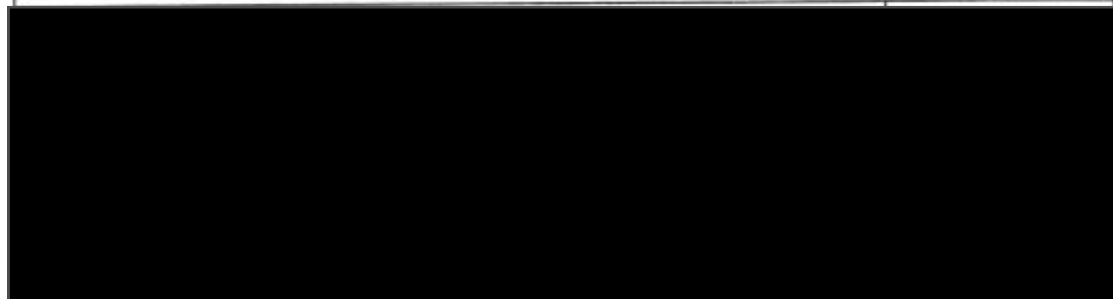


下記の通りお見積り致します。人件費、経費、それぞれの詳細な内訳は、次項以降をご参照ください。なお、このお見積もりでは、日本銀行が発表している、
を採用しております。

1 人件費



2 経費



合計

